

事務連絡

令和3年5月6日

各市町、島原広域市町村圏組合 管理者 様

長崎県医療政策課長
長崎県長寿社会課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症から回復された方の速やかな受け入れについて(依頼)

日頃より、本県の高齢者福祉の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、全国的な感染第4波の流行により、本県においても複数のクラスター事例が発生しており、その感染者数も増加しております。

さらに、こうしたクラスター感染は、終息するまでに長時間を要し、地域医療の提供に影響を及ぼすこととなります。

こうしたことから、国は、これまでの国内外の知見に基づき、退院基準の見直しを行い、基準を満たした退院患者の施設における適切な受け入れ促進を図っているところであります。

つきましては、趣旨をご理解いただき、新型コロナウイルス感染症から回復された方の速やかな受け入れにつきまして、管内の入所系介護サービス施設等へ周知していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、「長崎県新型コロナウイルス感染症対策調整本部」から「介護施設の皆さまへのお願い」として、別添のとおりチラシを作成しましたので、ご確認いただきますよう併せてお願いいたします。

<参考>

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日付け健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

「退院患者の介護施設における適切な受入等について(一部改正)」(令和3年3月5日付け事務連絡厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名)

<担当>

医療政策課 地域医療班 里

電話 095-895-2461

長寿社会課 町田、福田

電話 095-895-2436